

徳島県那賀郡那賀町小仁字舟津の上10番地1
株式会社ヒロックス

令和6年2月9日付けで申請のありました平成18年3月31日付け徳島県指令生環第101号による許可（平成21年3月27日付け徳島県指令生環第135号、平成24年3月29日付け徳島県指令環管第4022号、平成27年3月30日付け徳島県指令環管第4016号、平成30年3月22日付け徳島県指令環管第4028号及び令和3年3月22日付け徳島県指令環管第4029号により一部変更許可。以下「原処分」という。）に係る特定事業の変更については、徳島県生活環境保全条例（平成17年条例第24号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり条件を付けて許可します。

令和6年3月21日

徳島県知事 後藤田 正純



1 変更内容

原処分の1許可事項の(3)、(4)及び(5)を次のとおり変更する。

(3) 許可の期間

平成18年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 特定事業に使用する土砂等の量

1,528,270立方メートル

(5) その他

特定事業変更許可申請書のとおり

2 その他の事項については、原処分に同じ。

(教示)

1 この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。